

電話勧誘の強引な販売手法に気をつけて！

カニなどの海産物の勧誘電話に関し、強引に契約をさせられた、断ったのに商品が届いた、キャンセルしたいのに業者と連絡が取れない、家族が注文したと思い受け取ってしまった、などの相談が寄せられています。

事例 祖父宛に代引きで海産物が届いた。祖父は注文していないというので、伝票に記載された発送元に電話をしたが、「現在使われておりません」というメッセージが流れつながらない。返金してほしいがどうしたらよいか。



🍁🍁🍁 ひとつとアドバイス 🍁🍁🍁

- 家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をするなど、即答せずに冷静に対応することが大切です。
- 電話での勧誘を受けて契約した場合は、8日以内ならばクーリング・オフができます。
- 業者と連絡が取れないなど、不安なとき、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)

～11月は製品安全総点検月間です～

私たちのまわりには、さまざまな製品事故の危険がひそんでいます。室内で起こる製品事故のほとんどは家電です。製品を正しく使って、事故を防ぎましょう。

電子レンジで温めた飲みものが突然噴き出した

液体が加熱しすぎの状態では何らかの刺激を加えると、急に沸騰が起こります(突沸現象)。レンジから取り出すときや液体にスプーンを入れたとたんに噴き出すことがよくあります。



➡ 液体を温めすぎた場合には、少し時間をおいて冷ましてから取り出しましょう。

エアコンの電源プラグから出火した

電源プラグがコンセントに長期間差し込まれていると、コンセントとプラグの間にホコリや湿気がたまります。するとそこに電流が流れるようになり、発火(トラッキング現象)することがあります。



➡ 定期的に電源プラグを点検して、ホコリがたまらないように掃除しましょう。トラッキング現象を防止するプラグやキャップも市販されています。



生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

通信事業者や携帯電話会社をかたる詐欺メールに注意！

県内で、

- ご利用料金の確認が取れておりません
- 本日中に03-0000-0000 NTTファイナンスお客様サポートセンターまでご連絡ください

などというショートメッセージが送られ、その番号に連絡すると、

○ サイトの未納料金がある

○ 裁判になって負けると、さらに費用がかかるかも知れない

などと不安をあおられ、電子マネーを購入してID番号を教えるように指示されるといった事件が発生しています。

身に覚えのないメールが届いた際は、絶対に返信や電話はせず、直ぐに警察に相談してください。

「消費者力アップ講座」の参加者募集中！

～身近な消費生活相談事例の紹介＆
笑って学んで騙されない！落語で学ぼう悪質商法～



山形県消費生活センターには、日々多くの県民から、契約トラブルや悪質商法等に関する様々な相談が寄せられています。本講座では、近頃寄せられている相談事例を分かりやすく解説します。また、「悪質商法」をテーマに笑って楽しく学べる落語も用意しています。本講座にぜひ参加して、賢い消費者を目指しましょう！

《日時・会場》

11月26日（木）14：00～15：00 伝国の杜置賜文化ホール 大会議室

12月22日（火）14：00～15：00 シェルターなんようホール 展示ギャラリー

◎ 県内在住の方であればどなたでも受講可能です。各会場先着30名程度となります。

◎ お問い合わせ・申し込みは、電話（☎023-630-3101）又はインターネットからお気軽にどうぞ。

（URL：https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3076）

11月・12月の消費生活法律相談

11月12日（木）13：30～15：30

12月10日（木）13：30～15：30

*弁護士が無料でアドバイス（30分）

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072